



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.129

発行：東濃西部広域行政事務組合

電話勧誘販売の適用範囲が広がりました

電話勧誘販売で契約した場合、通信販売にはないクーリング・オフの規定が適用されます。法律が令和 5 年 6 月 1 日に施行され、電話勧誘販売の適用範囲が広がりました。

電話勧誘販売とは、事業者からの突然の電話で契約してしまった場合だけでなく、事業者からの巧みな働きかけにより消費者が電話をかけさせられた場合も含まれます。なぜなら消費者が自発的に購入意思を形成した上で電話をかけているとはいいい難く、電話をかけた段階では予期していない勧誘を不意打ち的に受けるという意味においては、事業者が電話をかけて勧誘した場合と差はないためです。

令和 5 年 6 月 1 日からは、折り込みチラシを見て商品の注文電話をかけた際、チラシには書かれていなかった商品や、チラシには詳細な契約条件が書かれていなかった定期コースなどの契約を勧誘され契約してしまった場合、通信販売ではなく電話勧誘販売に該当することになりました。



こんな相談ありました



SNS でブランドのビーズクッションの格安広告を見て注文。2 週間たっても商品が届かないため、発送メールの追跡履歴を見ると、海外からの発送になっていた。ネットで調べると、ブランドの偽サイトがあるらしくそこで購入したと思う。どうしたらいいか。

偽サイトで契約してしまったという相談はとても多い相談です。「偽サイトで契約」といっても、商品が送られてくるのか来ないのか、本当に偽サイトだったのか公式サイトに似たサイトだったのかわかりません。商品が欲しくないのであれば、まずキャンセルメールを送りましょう。そして窓口に相談してください。最善のトラブル防止方法は、事前にきちんと調べること。ブランド品が格安なのは理由があるはずです。

6 月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	23 件
訪問販売	13 件
訪問購入	2 件
通信販売	50 件
連鎖販売	5 件
電話勧誘	2 件
送り付け商法	0 件
無店舗販売	0 件
不明・無関係	12 件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業